

資料3 なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会の意見として提出された広場の管理運営に関する内容

実施項目			内容	詳細	備考
地域連携		必須業務	1 地域への報告会	・広場運営開始前に広場の運営方針について、安全安心にぎわいのまちづくり協議会の総会にて報告すること ・6か月ごとに安全安心にぎわいのまちづくり協議会の総会にてに広場の運営報告をおこなうこと	
		提案業務	2 地域との連携方針	・地域との連携方針の考え方を記載すること	
地域環境保全	清掃	必須業務	3 通常清掃	・清掃は1日1回夕方(16時頃)、広場の清掃を実施すること ※現在、広場の清掃は、7～10時の間に広場に隣接する南海電鉄の清掃が1回、11時頃に大阪市環境局の清掃が1回実施されている ・清掃業務の内容は下記の通りである。 ①粗ゴミ・ガム・新聞紙・雑誌、タバコの吸い殻・空き缶・落ち葉等を撤収すること ②ジュース、嘔吐物等の汚れが多い場合は、水栓及び適正洗剤等を使用し、汚れを落とすこと ③ベンチ、椅子・机、照明柱（脚立等を使用せずに清掃可能な範囲に限る）及びプランターは、汚れの状況に応じて適宜清掃(張り紙除去を含む)を行うこと。	★別紙有 ・清掃内容・清掃範囲は現在と同様の内容で実施
		提案業務	4 特別清掃	・通常清掃以外に実施する清掃を提案すること	
	自転車対策	必須業務	5 自転車押し歩き促進	・自転車押し歩きの啓発活動(現地での声掛け等)を月に1回以上実施すること	
		提案業務	6 自転車押し歩き促進	・自転車押し歩きの啓発活動について提案すること	
		必須業務	7 放置自転車対策	・大阪市が実施する自転車撤去活動に協力を行うこと ・大阪市が開催する自転車WGに参加し、ミナミエリア全体の駐輪対策に協力すること	
		提案業務	8 放置自転車対策	・放置自転車対策を提案すること	
	治安維持警備		9 治安維持警備員の配置	・16時～22時は現場にて立哨警備(1名)を行い治安維持に努めること ・立哨警備以外の時間帯は、防犯カメラで広場の様子を監視し、不適正利用が発生した場合は、20分以内に現場に行き声掛けを行うこと ※治安維持警備員の配置人数・時間は現状のものを記載しているが、今後の警察協議で変更になる可能性がある ・警備業務実施報告書を作成し、翌週月曜日中に先週分の記録を提出すること。実施報告書には、不適正行為	★別紙有 ・社会実験②の期間中は、広場運営者は実施しない ・警備の内容は、現状と同様の内容で実施（警察協議で変更の可能性有）
		必須業務	10 防犯カメラ	・防犯カメラを3台以上設置すること ・広場でトラブルが発生した場合は、防犯カメラの映像を警察・大阪市へ提供すること	
	交通警備員		11 交通警備員の配置	・下記の位置、時間帯に警備員を1名配置すること。 ①難波中2交差点：24h ②なんなん開館前：9時～25時 ③南海通り前：25時～9時 ※警備員の配置人数・時間は現状のものを記載しているが、今後の警察協議で変更になる可能性がある	・社会実験②の期間中は、広場運営者は実施しない ・警備の内容は、現状と同様の内容で実施（警察協議で変更の可能性有）
	不適正利用への対策	必須業務	12 道路使用許可の調整	・現状の道路使用許可の承認書の発行ルールにもとづき、実施希望者と調整を行い、承認書を発行すること ・発行ルールは社会実験の状況に応じて、警察協議を行い、随時更新を行うこと ・発行ルールの周知をおこなうこと（WEBサイト等） ・承認書発行状況については、治安維持警備員と共有を行い、道路使用許可を得ていない活動に対しては指導を行うこと	
		必須業務	13 荷捌きルール	・荷捌きルールを周辺商業施設・周辺エリアの各店舗や地域団体、荷捌き業界、一般利用者などに対して周知活動を行うこと（説明会、チラシ配布、WEBサイト等）	
利活用	全体	理念	14 全体の使い方	・広場中央区域は日常利用(滞留空間の創出)を主とし、年間を通じて土日祝日の50%以上、平日の50%以上は滞留空間とすること。 ・ただし、イベント実施時も滞留空間が日常時と同等程度確保できる場合は、大阪市と協議の上、上記イベントの実施数から除くことができる。	
	日常利用	必須業務	15 座具の配置	・イベントが実施されていない日は、休憩スペースとして来街者が利用できるように座具を配置すること（最低100人以上滞留できること） ・座具の管理（イベント時の出し入れ、風が強い日の撤去など）は広場運営者が行うこと ・設置している座具については、毎日安全確認を行い、破損などが起きている場合は撤去を行うこと	
	イベント	必須業務	16 受入方針	・広場で実施される企画は、次のいずれかに適合する企画内容とし、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものとする ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画 ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画 ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画 ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画 ⑤その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画	現状のルールと同様の内容
		必須業務	17 禁止事項	・下記の用途で広場を利用することは禁止とする ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途 ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体 及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途 ③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。 ④宗教的用途 ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動 ⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途 ⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画	現状のルールと同様の内容
		必須業務	18 イベント受入	・広場貸出の受入窓口業務を行うこと ・窓口業務実施にあたり、現状のなんば広場ルールを前提とした運用ルールを作成し、大阪市・警察・安まち協議会と協議をした上で、WEBサイト等で公表を行うこと ・上記、受入方針・禁止事項に追加項目がある場合は、なんば広場ルールに記載すること	
		必須業務	19 警察協議・管理者協議のサポート	・各種協議に向けた資料作成前に、広場のルール、道路上での取り組みの注意事項、各種資料作成のポイントをイベント主催者に説明すること ・協議実施前に、協議資料について打ち合わせ等を行い、協議資料作成のサポートを行うこと ・各種協議には広場運営者として参加し、イベント内容の説明のサポートを行うこと	・下線部は社会実験②期間中に限る 将来的にはイベント主催者での実施への移行を目指す
		必須業務	20 現場確認	・イベント設営完了後（イベント開始前）に、現場立ち合いを行い、協議資料と異なるレイアウトや設置物がないかを確認すること。異なる場合は、是正の指導を行うこと	夜間立ち合い66,000円／日 66,000円×2日(設営・撤去)×18回(イベント数想定) = 2,376,000円(税込)
		必須業務	21 トラブル対応	・イベント実施日に発生したトラブルについては、イベント主催者と連携し対応を行うこと	
		必須業務	22 実施報告	・イベント実施後、実施内容について報告書を作成し、大阪市・警察へ報告を行うこと ・トラブル等が発生した場合、その対応策も記載すること	
		必須業務	23 維持管理協力金	・イベント受入に当たり、維持管理協力金を徴収することができる ・維持管理協力金の設定を提案すること ・維持管理協力金は、なんば広場の活動（地域環境保全活動、利活用など）に還元すること	
		必須業務	24 地域への情報連携	・広場でのイベント実施予定は、実施前に安まち協議会に伝達すること	
	自主企画	提案業務	25 自主企画	・なんばエリアの魅力向上、広場の魅力向上のための自主企画を実施すること	
		提案業務	26 回遊性向上への提案	・回遊性向上に繋がる取組を提案すること	

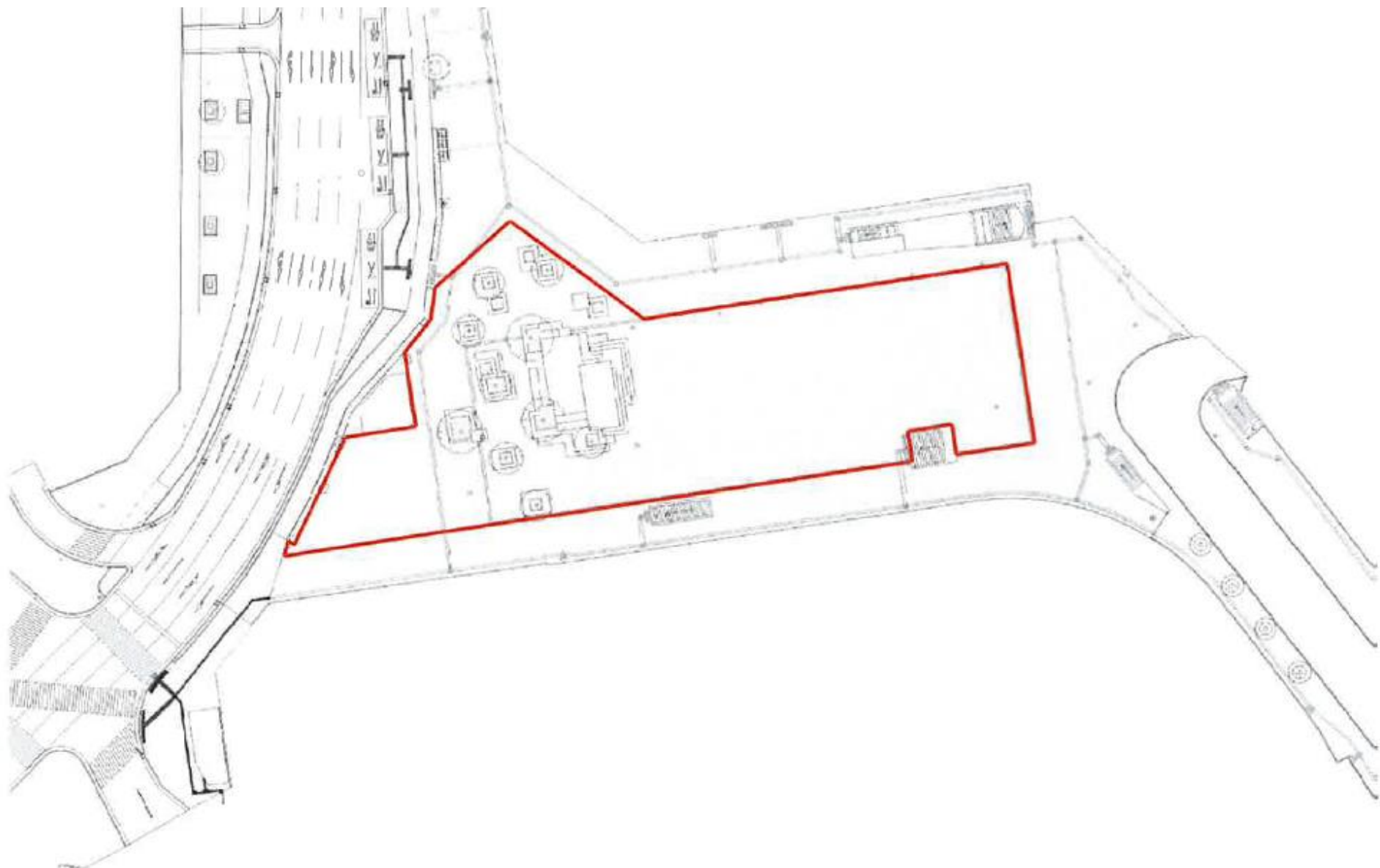
資料3 なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会の意見として提出された広場の管理運営に関する内容

実施項目				内容	詳細	備考
財源確保	広告全体	必須業務	27	設置位置	・広告媒体（デジタルサイネージ、広告板等）の設置位置は、滞留空間やイベント実施に支障がない、広場東側（図面指定の範囲内）とすること ・緊急車両動線の確保、荷重条件を順守すること	
		必須業務	28	電気設備	・電気設備等は別途図面を参考とすること	
		必須業務	29	広告ルール	別紙参照	★別紙有
	デジサイ	必須業務	30	地域情報発信	・公共情報発信の割合を1/10以上とすること ・ただし、デジタルサイネージを複数配置する場合は、総放映時間(1台あたりの放映時間×台数)の1/10以上とする ・デジタルサイネージの空枠は、公共情報発信に使用すること	※御堂筋ルールを元に割合を記載、社会実験②終了後割合については再検討
		必須業務	31	規格・設置位置	・デジタルサイネージは、広場のイベント実施や緊急車両動線の進入に支障がないように設置すること。 ・デジタルサイネージは広場内に設置可能な台数は1基とし、その1基に設置できるモニターは2面までとすること。 ・デジタルサイネージの躯体の平面(広場床面に面しているサイズ)は5m×5m以内とすること。デジタルサイネージへの防護エリアを設ける場合も、上記5m×5m以内に納めること。 ・デジタルサイネージのモニターが設置されている面の躯体サイズは、高さ2.57m×横3.4m以内、モニターサイズ高さ1.92m×横3.2m以内とすること。 ・設置位置は、広場北東側とすること。設置位置の詳細は、大阪市と協議を行い決定すること。	★別紙有
		必須業務	32	非常事態時	・非常事態時にはデジタルサイネージを災害情報に切り替えて情報発信をおこなうこと。	
	バナー広告		33	バナー広告	・広場内に設置している道路照明柱を利用したバナー広告を実施する場合は、大阪市と協議を行い、ルールを定めた上で実施すること	
	その他広告		34	その他広告	・デジサイ、広告板、バナー広告以外の広告物を設置する場合は、大阪市・警察と協議を行い、設置ルール等を定めた上で設置すること ・設置物について、事前に安まち協議会に情報連携すること	
	広告事業者	必須業務	35	広告代理店との契約	・広告枠の管理・営業活動、イベントの営業活動を委託する広告事業者等と契約する場合は、事前に大阪市へ報告すること	
社会実験	全体	必須業務	36	データの提供	・必要に応じて、大阪市の社会実験への検証に協力(データ提供など)すること	
検証への協力	必須調査	必須業務	37	滞留行動調査	・日常時の広場の利用状況について、平日・休日のデータを年に2回以上調査すること	
事業報告	実施報告	必須業務	38	大阪市への報告	・大阪市へ毎月事業報告をおこなうこと ・事業報告では、地域環境保全活動の実施内容、利活用の内容、財源確保の実施内容の報告を基本とし、その他の内容については事前に大阪市と協議を行い決定すること ・トラブルが発生した場合は、発生原因、対応策を記載すること	
	収支報告	必須業務	39	大阪市への報告	・事業報告と共に、事業収支の報告を行うこと	
		必須業務	40	広告事業者中間手数料	・広告代理店へ支払う手数料のルール（割合等）を大阪市へ報告すること ・収支報告では、広場運営者に入る粗利益として、広告事業の総売上高より販売費及び一般管理費(代理店手数料等)を控除した額を「広告収入」とすること	
その他	情報発信	必須業務	41	現地看板	・現地になんば広場のスキームや運営者が分かる情報を掲示すること	
		必須業務	42	WEBサイト	・WEBサイトを作成し、広場の情報（広場ルール、イベント情報など）の発信を行うこと	WEBサイト制作費300万＋維持管理費66万円(5.5万円×12ヶ月)
		提案業務	43	情報発信	・なんば広場やエリアの魅力を伝える情報発信を提案すること	
	安全・防災	必須業務	44		・地域と連携し、災害時の情報発信の連携を行うこと	

【別紙】

3：通常清掃

①清掃範囲



【別紙】

9：治安維持警備員の配置

①警備対象範囲



図 委託場所

【別紙】

9：治安維持警備員の配置

②不適正利用への対応方針

予想される行為	現場警備員の対応方針	不適正利用の重大な問題	防犯カメラ監視警備員の対応方針
1 露店営業	道路使用許可の申請をしてい	道路占用をとっていない活	発生が確認された
2 街宣活動	るか確認をして、申請をして	動が頻発している場合	場合声掛けに行く
3 募金活動	いない場合は中止を求め、道		(声掛けに行った
4 路上ライブ	路使用許可の案内をする		回数を記録)
5 路上喫煙	法令・条例等で禁止されてい	歩行者の通行を阻害する対	事象が確認された
	ることから注意する	流となっている場合	ら記録をとる
6 タバコ・ゴミのポイ捨て		不法投棄など大量のごみが捨てられた場合	
7 自転車の路上駐輪		歩行者の通行を阻害する範囲で路上駐輪された場合	
8 スケートボード・キックボードでの歩道の走行		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	発生が確認された場合声掛けに行く
			(声掛けに行った回数を記録)
9 落書き		歩行者の滞留を阻害する範囲で落書きが行われた場合	発生が確認された場合声掛けに行く
			(声掛けに行った回数を記録)
10 路上での看板の設置・掲出	道路使用許可の申請をしてい	道路占用をとっていない活	
	るか確認をして、申請をして	動が頻発している場合	
	いない場合は中止を求め、道		
	路使用許可の案内をする		
11 客引き・勧誘行為	法令・条例等で禁止されてい	歩行者の通行を阻害するよ	
	ることから注意する	うな行為が頻発した場合	
12 酔っ払いの寝そべり・座り込み		※時期によっては発生が少ない	
13 電動キックボード		歩行者の通行を阻害するよ	事象が確認されたら記録をとる
		うな行為が頻発した場合	
14 自転車の走行	法令等で禁止されることから注意する	歩行者の通行を阻害するよ	
	※規制が入るまでは声掛けをする	うな行為が頻発した場合	
15 ケンカ・窃盗・その他トラブル	発生が確認された場合、現場で声掛けを行い、対処できなければ 110 番	警察沙汰になるような大きな問題	発生が確認された場合、現場に行き、対処できなければ 110 番

【別紙】

31：規格・設置位置

①設置位置

